欧州委員会

ブリュッセル、2025 年 11 月 20 日

COM(2025) 802 final

欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会及び地域委員会への伝達

DigitalJustice@2030

DigitalJustice@2030

EU の競争力は、あらゆる分野のデジタル化にますます依存するようになり、これが投資を促進する。[1]デジタル化と人工知能（AI）の展開は、公共機関が高品質な公共サービスを提供できるかどうかに不可欠であり、特に司法分野においても重要だ。欧州のデジタル 10 年計画は進行中であり、2030 年までに EU の主要な公共サービスを全てオンラインで利用可能にするという目標を掲げている。最終的な目的は、公共サービスをデフォルトでデジタル化し、生産性を刺激することで効率性を高めることだ。[2]

企業は、司法制度が効果的で、司法へのアクセスが保証され、司法の質が高く、透明性が確保されている国々への投資をより積極的に行う傾向がある。司法の効率的な提供は、個人や企業にとって訴訟費用の削減を意味する。これらの資源は代わりに投資や他の生産的な目的に活用できる。これは国境を越えた案件においてさらに顕著であり、デジタルツールは行政負担を大幅に軽減し、遅延を最小限に抑え、音声認識・文字起こしや機械翻訳といった AI ベースのアプリケーションで言語障壁を打破し、コスト削減につながる。

デジタル化された司法制度は、危機時にもよりレジリエントであると期待されている。これは新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって実証された。司法の質も向上する可能性がある。司法関係者が司法の実現という核心業務に集中できるからだ。司法制度のデジタル化は、より迅速かつ簡便な司法アクセスを実現し、司法を人々に近づける潜在力を秘めている。[3] 例えば、デジタルツールは法廷からの距離に関係なく、ビデオ会議による迅速な裁判所アクセスを提供する。事件記録へのオンラインアクセスは、個人・企業・法律代表者が司法手続きをより容易に追跡できるため、透明性も高める。[4]

2023 年に採択されたデジタル化規則[5] はこの点で画期的な出来事であった。同規則は、24 の越境民事・商事・刑事司法手続においてデジタル通信の使用を義務付けている。また、民事及び特定の刑事事件における遠隔審理の実施にテレビ会議を活用するための EU 法枠組みも提供している。

欧州委員会は 2026 年から 2029 年にかけて一連の実施規則を採択し、加盟国がデジタル化規則の要求に応じ国内 IT システムを適応させ相互運用性を確保する支援を行う必要がある。2028 年からは欧州電子アクセスポイントが稼働し、利用者は特定の請求を提出したり証明書・認証書の発行を申請したりできるようになる。[6]2031 年初頭までに、本規則の適用範囲内における全ての手続を対象とした分散型 IT システムが稼働すべきである。デジタル化規則及び司法分野における他の 5 つの法令に基づき最近設立された分散型 IT システムの適時実施には、欧州委員会と加盟国による協調的かつ持続的な取り組みが必要である。[7]

[8]デジタル化は EU における犯罪対策にも寄与し得る。EU 及び国家レベルの検察当局は、デジタルツールを活用することで、越境犯罪対策における情報伝達を大幅に迅速化し、より効率的に協力できる。犯罪の捜査・起

---

[1]ドラギ報告書『欧州の競争力の未来－パート B：詳細分析と提言』、67 ページ。

[2]COM(2021)118 final - 2030 デジタルコンパス：デジタル 10 年における欧州の道筋、p. 10。

[3]理事会電子司法戦略 2024-2028（C/2025/437）、第 4 項。

[4]欧州基本権庁の報告書「司法のデジタル化：基本権に基づくアプローチ」の知見によって裏付けられている。

[5]国境を越えた民事、商事及び刑事事件における司法協力と司法アクセスに関するデジタル化、並びに司法協力分野における特定の法令を改正する規則（EU）2023/2844。

[6]婚姻及び登録パートナーシップの証明書、あるいは民事事件における保護措置の証明書など。

[7]民事又は商事事件における司法文書及び司法外文書の加盟国における送達に関する規則（EU）2020/1784（文書の送達）（改正）、民事又は商事事件における証拠採取に関する加盟国裁判所間の協力に関する規則（EU）2020/1783（証拠採取）（改正）、刑事手続における電子証拠および刑事手続後の拘禁刑の執行に関する欧州証拠開示命令および欧州証拠保全命令に関する規則（EU）2023/1543、刑事事件における手続の移送に関する規則（EU）2024/3011、テロ事件におけるデジタル通信チャネルに関する規則（EU）2023/2131。

[8]欧州刑事警察機構、欧州刑事司法協力機関（欧州司法機構）、欧州検察庁（EPPO）。

訴を担当する、あるいは国家検察機関を支援する EU の司法・内務機関・団体も同様に、情報共有を迅速化するツールや国家管轄当局を支援するツールを活用することで、デジタル化の恩恵を受けられる。

デジタル化の効率化効果を享受する一方で、潜在的なリスクも緩和する必要がある。司法分野におけるデジタルツールの使用は、EU 基本権憲章及び関連する EU 二次立法に定められた法の支配と基本的人権を完全に尊重しなければならない。[9] さらに、AI 法[10] は、基本的人権を侵害しない AI システムのみが使用可能であると規定している。同時に、EU 域内に居住する全ての個人[11] が平等な基盤で司法への効果的なアクセスを確保することの重要性を考慮し、非デジタルの司法アクセス手段は引き続き利用可能であるべきだ。

よりデジタル化された司法制度は、個人データ漏えいやサイバー攻撃に対して脆弱である可能性もある。紙ベースのシステムには共有の制限や更新の困難さといった別の脆弱性があるものの、データ・プライバシーとセキュリティには特に注意を払う必要がある。一般データ保護規則（GDPR）[12] と法執行指令[13] は、リスクマネジメント措置やインシデント報告を通じてこうしたリスクから人々を保護する EU 立法の基幹である。EU サイバーセキュリティ法[14] もまた、司法分野で使用される製品を含む、EU 域内の情報通信技術製品のサイバーセキュリティ水準を引き上げるものである。

国家司法システムのデジタル移行への資金提供は、多額の先行投資を必要とする可能性があるが、効率性の向上による節約効果により、関連費用は時間をかけて償却される。EU 資金は先行費用の全額を賄えないものの、現行の複数年度財政枠組み（MFF）下では個別投資への的を絞った支援を提供でき、次期 MFF 開始時には国家・地域パートナーシップ計画に基づく投資・改革を支援できる。[15] さらに、国家予算に対するレバレッジ効果も生み出す。[16]

司法専門家のデジタルスキル強化は、デジタル化の恩恵を受け、EU の競争力推進力として先端技術を活用する上で不可欠である。[17] そのため、デジタル化に焦点を当て、その実現に必要な支援環境を構築する新たな欧州司法研修戦略[18] （2025-2030）と共に、DigitalJustice@2030 が採択された。

競争力は、この委員会の使命の最優先事項である。[19] EU は競争力、繁栄、公平性を確保するため、より迅速かつ大胆な行動を取らねばならない。[20] この姿勢は、競争力強化に向けた断固たる行動を求める理事会によって支持されている。[21] DigitalJustice@2030 はこれらの政策目標に基づき、理事会が e-Justice 戦略

---

[9]刑事手続における情報に関する権利に関する指令 2012/13/EU など。

[10]人工知能に関する統一規則を定めた規則（EU）2024/1689（AI 法）。

[11]これには、デジタルリテラシーが限られている人、デジタルツールや環境を自助で操作することが困難な障害を持つ人、経済的な理由などで適切なデジタルインフラを利用できない人などが含まれる。

[12]個人データの処理及びその自由な移動に関する自然人の保護に関する規則（EU）2016/679（一般データ保護規則）。

[13]犯罪の防止、捜査、検知、訴追、または刑事罰の執行を目的として、管轄当局によるパーソナルデータの処理に関する自然人の保護、および当該データの自由な移動に関する指令（EU）2016/680。

[14] ENISA（欧州連合サイバーセキュリティ機関）及び情報通信技術サイバーセキュリティ認証に関する規則（EU）2019/881（サイバーセキュリティ法）。

[15]COM(2025)570 - 将来の優先事項に向けた動的な EU 予算に関する委員会コミュニケーション - 2028-2034 年多年度枠組み p. 3.、及び COM(2025)565 2028-2034 年期間における経済的・社会的・地域的結束、農業・農村、漁業・海洋、繁栄・安全保障のための欧州基金を設立する規則案、前文 20 及び第 3 条(1)(e)(ii)。

[16]COM(2025) 570 final – SWD(2025) 570 final/2 – 将来の優先事項に向けたダイナミックな EU 予算に関するコミュニケーションに付随する委員会スタッフ作業文書 – 2028-2034 年多年度財政枠組み、p. 39.

[17]ドラギ報告書「欧州の競争力の未来 – 詳細な分析と提言」、67 ページ。

[18]COM(2025)801 – 欧州司法研修戦略 2025-2030 – デジタル司法@2030 のための支援環境の構築。

[19]COM(2025) 30 final– EU の競争力コンパス、p.2。

[20]「ヨーロッパの選択」— 次期欧州委員会（2024-2029）のための政治指針、p. 6。

[21]EU 理事会（838/24）「新たな欧州競争力協定に関するブダペスト宣言」、p.1。

2024-2028（[22]）及び司法分野における AI 利用に関する理事会結論（[23]）で定めた優先事項を具体的な行動に移すものである。

DigitalJustice@2030 は、成長のための司法及び EU 刑事司法の未来に関するハイレベル・フォーラムにおける加盟国及び主要関係者との議論を踏まえ、広く支持されたデジタル化に関するイニシアチブを強調している。[24] これらは、2030 年までに司法制度における AI を含むデジタル技術の採用を促進することを目的としている。

1. 司法のデジタル化における各国の進捗状況とベストプラクティスの共有

2025 年版 EU 司法スコアボード（[25]）によれば、加盟国における司法システムのデジタル化は進捗にばらつきがある。この差異の原因は加盟国によって異なるが、人的・財政的資源の可用性や政治的優先度の相違などが挙げられる。

EU 司法スコアボードは加盟国の司法制度のデジタル化レベルに関する一部のデータを提供しているが、各国の取り組みやツールに関する全体像は示されていない。加盟国は、全ての国家司法制度に共通する実務をデジタル化するために、同一または類似の IT ツールとデータ標準を必要としている。他の加盟国で効果的な解決策の利用に関心を持つ加盟国は、情報へのアクセスに困難を伴う可能性がある。

この問題に対処するため、欧州委員会は理事会と連携し、関連する各国の取り組みやツールのマッピングを開始した。このデータは EU 司法制度におけるデジタル化の初期的な概観を提供するものである。この基盤に基づき、情報収集とベストプラクティスの交換のための恒久的な仕組み「生きたリポジトリ」が開発される。このリポジトリは e-Justice ポータル上に設置される。[26] ポータルの構造とレイアウトを活用することで、加盟国は必要に応じて容易に更新を行える。またポータルの親しみやすさは、行政負担を最小限に抑えることを意図している。

加盟国が、より広範な導入や国境を越えた相互運用性の促進につながる優れた解決策を識別することを目的としている。欧州委員会は理事会と連携し、加盟国間のベストプラクティス交換を組織する。EU には司法の質を向上させ、司法制度の対象者や関係者にとってアクセス性と透明性を高める優れたデジタル実践例が数多く存在する。例えばエストニアでは、全ての公共サービスがオンラインで利用可能だ。同国の司法制度には数多くのデジタルツールが存在するが、その中核をなすのは電子ファイルである。この電子ファイルは裁判所情報システムにデータを提供し、法執行機関の情報システムとも相互運用可能だ。民事事件における当事者間の全コミュニケーションは、召喚状・審問議事録・判決文の作成・送付を含め電子処理が可能であり、全当事者が電子的に手続きを追跡できる。エストニアはこれらのデジタルツール活用により、民事裁判の平均処理期間が 156 日から 99 日に短縮されたと推定している。[27]

収集されたデータは、提案されている IT ツールボックス（アクション 3 参照）の基盤を形成し、提案されている次期 MFF（多年度財政枠組み）における資金調達措置の可能性を踏まえた投資・改革のマイルストーンや目標設定にも役立つ。[28]

アクション 1：欧州委員会は、2026 年末までに欧州電子司法ポータル上で利用可能な、EU 全域の司法分野で使用されるデジタルツール（特に AI）の動態的リポジトリを構築する。

---

[22]理事会電子司法戦略 2024-2028（C/2025/437）。

[23]2024 年 12 月の司法分野における人工知能の利用に関する理事会結論（16593/24）、第 25 項。

[24]これら二つのハイレベルフォーラムは、2025 年 3 月から 2025 年 11 月にかけて、それぞれ 4 回の全体会議を開催し、加盟国、欧州議会、学界の代表者、実務家、市民社会を集結させた。

[25]2025 年 EU 司法スコアボード COM(2025) 375 final、セクション 2.2.3. デジタル化。

[26]e-Justice：エストニアのデジタル裁判所構築。

[27]ファクトシート e-エストニア：e-司法。

[28]COM(2025) 565 final – 2028 年から 2034 年までの期間における経済的・社会的・地域的結束、農業・農村、漁業・海洋、繁栄・安全保障のための欧州基金を設立する規則案。

アクション 2：欧州委員会は、司法分野で使用されるデジタルツール、特に AI に関する加盟国間のベストプラクティスの交換を促進する。

2. 司法向け IT ツールボックス

加盟国で現在利用可能なデジタルツールをマッピングする作業により、加盟国は同一または類似のニーズを有し、同様のソリューションを開発したいと考えていることが明らかになった。複数の加盟国は既に AI ツールの展開に成功しており、これらのソリューションは他の加盟国にも有益である可能性がある。例えば、高度な AI 音声認識ツールは複数の加盟国で音声からテキストへの変換や審理の文字起こしに使用され、大幅な時間短縮につながっている。他の加盟国では判決文や司法判断の自動注釈・内容記述が行われており、大規模言語モデルを用いた判決分析や法律文書ドラフトを開始した加盟国もある。しかし大多数の加盟国では AI ツール導入が計画段階に留まっている。このため理事会は、加盟国が国内司法制度における AI ツール活用情報を収集・共有し、共通の「司法 AI ツールボックス」を構築・運用できるよう、欧州委員会が支援するよう要請した。[29]

EU 全域でのデジタル司法ソリューションの完全な調和は健全なイノベーションの妨げとなる可能性がある一方、現状の分断化と標準化の欠如はコストと効率性の面で弱点である。例えば、加盟国が裁判所で法的研究を行うために 27 種類の異なるソフトウェアシステムを導入することは必要でも効率的でもない。

このツールボックスの目的は、加盟国に一連の IT ツールを提供することで、コスト削減と導入障壁の低減を実現することにある。ツールボックスはマッピングの自然な延長であり、IT ソリューションの共有だけでなく、加盟国が司法制度を実際にデジタル化する支援を目的とする。他国で既に開発・検証済みのツールを利用することで、加盟国は新規ツール開発をゼロから始める必要がなく、時間と費用を節約できる。複数の加盟国で成功したツールを導入すれば、共通標準の再利用や相互運用性の促進につながる可能性がある。

欧州委員会は、加盟国のデジタル化レベル加速とコスト削減を支援するため、このツールボックスを作成する。ツールボックスには AI ツールを含む司法システム向け関連 IT ツールを網羅する。相互運用可能な欧州法（[30]）に基づき設立された相互運用可能な欧州ポータル（[31]）にホストされ、ツール・データ標準・ガイダンスの共有を促進する。どのツールをどの程度共有するかは各加盟国の判断に委ねられる。

アクション 3：欧州委員会は 2026 年末までに IT ツールボックスを作成し、その利用を促進する。

3. 司法システムにおける AI

司法システムにおける AI の効果的な活用は、「AI 大陸行動計画」で示された、EU を AI 革命の最前線に置くという目標の一部である。[32]「AI 活用戦略」[33] は、AI の変革的な可能性を活用し、あらゆる分野での AI 導入を加速させて競争力と経済成長を向上させるとともに、行政負担を軽減することに焦点を当てている。司法分野における AI の利用促進と加速化のため、「AI 活用戦略」は本「DigitalJustice@2030 戦略」における具体的な行動に依存している。

---

[29] 2024 年 12 月の司法分野における人工知能の利用に関する理事会結論（16593/24）、第 25 項。

[30] 欧州連合全体における公共部門の高度な相互運用性を確保するための措置を定める規則（EU）2024/903（相互運用可能な欧州法）。

[31] 相互運用可能な欧州ポータル。

[32] COM(2025) 165 final– AI 大陸行動計画、p. 1。

[33] COM(2025)723 final – AI 活用戦略、p. 1 および p. 12。

[34][35]AI は司法分野において膨大な可能性を秘めており、大幅な効率化をもたらし得る。例えばドイツでは、AI アシスタント「OLGA」が裁判官を支援し、ディーゼルゲート事件に端を発した大量訴訟における控訴手続きを処理している。OLGA は第一審判決を分析し、車両・エンジンタイプ、排出ガス標準、リコール理由などのパラメータを抽出する。これらのパラメータに基づき、ツールは類似事例を自動的にグループ化し、裁判官が設計した個別テンプレートに自動入力する。OLGA の導入により、例えば同じ原告代表者が関わる事件を効率的にスケジュールできるようになり、裁判所は非常に効果的な審理日を設定できるようになった。[36] このツールはまた、裁判官を反復作業から解放し、本業に集中できるようにした。しかし最も重要なのは、裁判官が常に事実を確認した上で各事件の判断を下すため、システムが意思決定に干渉しない点だ。バーデン＝ヴュルテンベルク州司法移民省は[37] で、OLGA 導入により事件処理が容易化し処理時間が大幅に短縮されたと報告している。実際、現在の職員数では OLGA なしでは事件処理に何年もかかる状況だった。シュトゥットガルト高等地方裁判所の OLGA プロジェクト担当判事は「大量訴訟の手動処理は過去のものとなった」と結論付けている。[38]

しかし、司法制度における AI の利用は基本的人権に対するリスクも伴い、これらのリスクは緩和される必要がある。AI ツールは、 裁判官の意思決定を補助するのみであって、決して代替してはならない。[39] AI 法[40] は、AI の特定の利用をハイリスクと分類している。原則として、司法機関が事実や法律の調査・解釈、及び具体的な事実関係への法律適用を支援するために使用する AI システムは高リスクとみなされる。したがって厳格な要件が適用される。個別の事案における実際の意思決定に影響を与えない行政活動（司法判断・文書・データの仮名化など）向けの AI システムは高リスクとはみなされない。ただし透明性要件は適用される。

司法システムにおける AI の安全な導入を支援するため、理事会は委員会に対し、司法分野における AI の可能性を探求し、加盟国が AI 法を施行するのを支援するよう要請した。[41] 委員会は加盟国の AI 導入プロセスを支援することを約束している。最初のステップとして、2025 年 2 月に禁止される AI 慣行に関するガイダンスを採択した。[42]次の段階は、2026 年 2 月の公表を予定している AI 法に基づく高リスク AI システムに関する一般ガイダンスの最終化である。司法システムにおける高リスク AI ツールの使用は極めて重要であり、これらのガイドライン策定に寄与する。DigitalJustice@2030 はまた、加盟国が司法システムで AI ツールを効果的に活用するために追加支援を必要とするか、EU レベルでの協調的アプローチが正当化されるかについても検証することを提案している。

加盟国は司法分野における AI システムの活用に意欲的であり、効率性向上と案件滞留の削減を目指している。[43] DigitalJustice@2030 では司法システムにおける AI 活用を支援する複数の施策が示されている。IT ツールボックスは AI ツールの導入促進・加速を目的として設計されている（アクション 3）。司法システムにおける AI 利用に関連するプロジェクトには EU 資金が提供される（アクション 11 及び 12）。また IT ツールのマッピングを通じて AI 導入状況を監視する（アクション 1）。欧州委員会は、AI ツールの利用可否・目的・効率性

---

[34]「集団訴訟」とは、同一または類似の慣行に関して個々の原告が提起する複数の司法手続きを指す。IT ツールは、代表者訴訟指令（EU）2020/1828 に基づく代表者訴訟など、集団的損害に対処する他の司法手続きにおいても関連性を持つ可能性がある。

[35]「ディーゼルゲート」とは、2015 年に発覚したスキャンダルの名称である。ディーゼルエンジンに特定のソフトウェアを搭載した自動車が販売され、試験走行を検知すると性能を変化させて結果を改善する仕組みが明らかになった。これにより数千件の訴訟と控訴が発生した。

[36]Spoenle, J. OLGA – ディーゼル訴訟のための AI アシスタント。

[37]バーデン＝ヴュルテンベルク州議会、印刷物 17/5658、4 ページ。

[38]バーデン＝ヴュルテンベルク州議会、印刷物 17/5658、4 ページ。

[39]AI 法の前文 61 項。

[40]人工知能に関する調和規則を定める規則（EU）2024/1689（AI 法）。

[41]2024 年 12 月の司法分野における人工知能の利用に関する理事会結論（16593/24）、第 21 項。

[42]C(2025)5052 final - 規則（EU）2024/1689（AI 法）により定められた禁止される人工知能慣行に関する欧州委員会ガイドライン。

[43]欧州連合理事会ポーランド議長国主催ワルシャワ専門家会議「司法分野における AI 開発と電子コミュニケーションの新たな課題」（2025 年 5 月 19 日～20 日）における議論から。

向上のための導入方法について、各国当局と協議し支援する計画だ。必要に応じて専用ガイドラインを策定する可能性がある。[44]

EU レベルでは、司法・内務機関と団体が業務における AI 活用を検討し、新たな AI ツールの試験運用を行っている可能性がある。欧州委員会はこうした動向を監視する。

アクション 4：欧州委員会は、司法分野における高リスク AI システムの使用について、司法関係者の意見を踏まえ、2026 年 2 月までに AI 法に基づく関連ガイドラインを策定する。

アクション 5：欧州委員会は加盟国及びその他の関係者と連携し、司法分野における AI 導入を支援可能な領域を識別する。これには、AI ツールの使用可否・目的・方法に関する専用ガイドラインの策定も含まれる可能性がある。

4. 欧州法務データ空間

多くの分野の個人や専門家は豊富な情報を容易に入手できる。しかし法的文書やデータはオンラインで入手できない場合が多く、この分野ではアクセス性と透明性が低い。現在、EU の支援により様々な方法でオンライン法的データにアクセスできる。欧州法的データ空間はこれら全てのデータを統合し、一箇所に集約することを目指す：

- EUR-Lex：24 言語で EU の正式な法令、EU 判例、国内実施措置、および検索・分析機能付きの一部国内判例へのアクセスを提供する。
- N-Lex：加盟国の国内法データベースへのアクセスを提供する。
- e-Justice Portal：EU 内の司法制度や司法アクセスに関する情報、EU 及び各国の判例へのアクセスを提供する。
- 複数の加盟国は独自のプラットフォームを運営している。

EU レベルだけでなく、全ての加盟国において、最新の適用法令や判例に容易にアクセスできることには多くの利点がある。ポーランドの裁判官が、ポーランド企業とイタリア企業の紛争を裁く際にイタリア法を適用する必要があると想像してみよう。両社の契約には、イタリア法を適用すると定める準拠法条項が含まれている。[45] ポーランド企業がポーランドの裁判所に提訴したため、[46] ポーランドの裁判官はイタリア法に基づいて紛争を裁くことになり、関連するイタリアの法令と判例法すべてにアクセスする必要がある。これらがオンラインで入手できない場合、国境を越えた事件における司法関係者が、係争中の事件に外国法を適用するために必要な法制度や判例法を探し出し、理解し、解釈し、適用することはさらに困難になる。[47] これにより重大な遅延が生じ、司法の遂行に悪影響を与え、経済成長と競争力を損なう恐れがある。司法関係者が訓練を受けていない外国法を適用すること自体が困難な上に、必要な文書を探す苦労まで強いられるのは、なおさらである。

国境を越えた事件における司法関係者を支援するだけでなく、透明性の向上は司法制度に対する国民の信頼と信用を高めることにも寄与する。法律、判例、法的規定の司法解釈に関する情報へのアクセスは、司法へのアクセス権を行使する上で重要である。[48]

---

[44]欧州委員会及びポーランド議長国による結論（欧州連合理事会ポーランド議長国主催ワルシャワ専門家会議公式記録「司法分野における AI 開発と電子コミュニケーションの新たな課題」（2025 年 5 月 19 日～20 日）39 頁）。

[45]契約上の義務に適用される法律に関する規則（EC）第 593/2008 号（ローマ I 規則）第 3 条に沿って

[46]ポーランド裁判所の管轄権は、規則（EU）第 1215/2012 号（ブリュッセル Ia 規則）第 7 条(1)(a)に基づき決定される。

[47]情報が見つからない場合、裁判官は欧州外国法情報条約（1968 年、CETS 062）第 4 条に基づく公式な情報請求を余儀なくされる。これは、法令や判例がオンラインで入手可能な場合よりも、かなり多くの時間を要する。

[48]司法判断のオンライン公開に関する欧州司法評議会ガイドライン（CEPEJ (2024)9）2024 年 11 月 18 日、p. 4.

このため、2020 年欧州データ戦略（[49]）に基づき、欧州司法データ空間が構築された。これはデータの価値を活用し、EU 経済・社会に広範な利益をもたらすことを目的とする。EU 全域の法令・判例について、容易にアクセス可能で再利用・検索可能なデータを提供することが目標だ。欧州法務データ空間は、司法関係者の業務支援に役立つデータを提供するだけではない。AI システムの訓練に適した司法データへのアクセスも段階的に提供し、法務分野に適応した革新的な AI ツールの開発において法務テック企業を支援する。AI ツールが適切に機能するための鍵の一つは、訓練データの質にある。欧州法務データ空間は、ダウンロード可能な高品質・大容量・関連性の高い法務コンテンツへのアクセスを開放することで、この分野のイノベーションを支援できる。EUR-Lex で利用可能な EU 法務文書向けに慎重にキュレーションされたデータが、この取り組みの中核をなす。

欧州法務データ空間を機能させ、法務・司法データの相互運用性を確保するには共通標準が不可欠だ。特に欧州立法識別子（ELI）[50] と欧州判例識別子（ECLI）[51] が重要である。法令や判例へのアクセスには、関連文書を正確に識別し、機械可読かつオンライン検索可能にすることが求められる。したがって、ELI と ECLI を全加盟国で可能な限り迅速に採用することが鍵となる。[52]ELI 標準は現在 19 の加盟国で使用されており、2024 年以降に ELI を採用した加盟国は 7 つある。ECLI は 21 の加盟国で部分的に導入されているが、ほとんどの場合、限られた数の裁判所のみが対応している。ECLI 標準を採用した加盟国のうち 17 カ国は、欧州電子司法ポータル上の ECLI 検索エンジンに接続されている。

N-Lex 及び e-Justice ポータル、並びに関連する法律・判例検索エンジンの開発は継続中であるが、DigitalJustice@2030 の取り組みは最終的に、全ての司法関係者、個人、リーガルテック企業にとって容易にアクセス可能で再利用可能な検索可能な司法データを実現すべきである。欧州委員会は、ELI および ECLI の完全な実施にコミットしており、加盟国を様々な方法で支援している。技術支援手段（TSI）に基づく EU 資金および将来の MFF（多年度財政枠組み）に基づくさらなる技術支援は、ELI および ECLI の実施に活用できる。

データ連合戦略（[53]）において、委員会は 2026 年までに高品質かつアクセス性の向上を図り、法的データも対象に含めるよう、高価値データセットのリスト拡大を提案すると発表した（[54]）。高価値データセットは、機械可読形式で標準化されたアプリケーションプログラミングインターフェース（API）を通じて自由に利用可能にしなければならない。必要に応じて、高価値データセットは一括ダウンロード可能とする。高価値データセットのリストを拡大することで、データアクセスの障壁を下げ、中小企業、スタートアップ、AI 開発者が利用可能なデータを増やすことになる。

アクション 6：欧州委員会と EU 出版局は、ELI と ECLI の完全な導入を支援する。ECLI については、2030 年までに全ての加盟国における判例に ECLI が付与され、欧州電子司法ポータル上の ECLI 検索エンジンで容易に検索可能となるよう確保する。第一段階として、全ての裁判所における新規判決に ECLI を付与する。第二段階として、既存判例を全て統合する。ELI については、2030 年までに全ての加盟国において各法令に ELI が付与され、ELI 検索エンジンで容易に検索可能となるよう確保する。

アクション 7：欧州委員会と EU 出版局は、法的・司法データ（判例法や法令を含む）の利用可能性と再利用性を向上させることで、司法向け AI ツールを含む法務技術アプリケーションの開発を支援する。

---

[49]欧州データ戦略（COM/2020/66）、第 5.D 節。

[50]ELI とは何か？

[51]ECLI とは何か？

[52]2020 年の欧州委員会コミュニケーション（COM/2020/710 final）「EU における司法のデジタル化。機会のツールボックス」は、司法データの可用性の重要性を既に強調していた（セクション 3.4）。

[53]COM(2025)835 – データ連合戦略に関する欧州委員会コミュニケーション - AI のためのデータ解放、p. 10.

[54]オープンデータ指令（公共部門情報のオープン化及び再利用に関する指令（EU）2019/1024（改正））第 13 条及び第 14 条。

5. テレビ会議

COVID-19 パンデミックは、労働力の大部分（司法機関を含む）に新たな状況への適応を迫った。司法の継続性を確保するため、多くの事例でビデオ会議の利用が現実的な解決策となった。2020 年までに、ビデオ会議は EU 域内の民事・刑事分野における越境協力の一部事例において既に規制され利用されていた（[55]）。しかしながら、他の多くの越境手続きについては法的根拠が欠如していた。デジタル化規則はこの空白を部分的に埋め、民事・商事分野における越境司法手続や刑事分野の司法協力手続において、テレビ会議による審理実施の法的根拠を現在提供している。

EU 法の下では、証人、専門家、被疑者、被告人、及び犯罪被害者は、他の加盟国に所在する場合、証拠収集のためにテレビ会議を通じて聴取される可能性がある。[56] 犯罪被害者については、欧州委員会は、国外に居住する被害者が刑事手続に遠隔参加することを容易にするため、被害者権利指令にテレビ会議の利用に関する規定を追加することを提案している。この提案は現在も交渉中である。現在、証拠収集以外の目的で、別の加盟国から刑事手続の法廷審理に被疑者や被告人が遠隔参加することを規制する EU 全体の規則は存在しない。この状況は、容疑者や被告人に多額の移動費用を負担させることになり、特に脆弱性のある個人にとっては実務上の課題となる。また、裁判が欠席裁判で行われる結果を招いたり、容疑者や被告人の出廷を確保するために欧州逮捕令状のような非常に侵襲的な強制措置の使用を必要とする場合もある。

こうした懸念は、欧州捜査令状（EIO）の実施に関する最新の評価報告書（[57]）でも認められており、同報告書は欧州委員会に対し、別の加盟国からビデオ会議による被告人の裁判参加を可能とする EU レベルの解決策を模索するよう要請している。欧州委員会は、このギャップを解消し、別の加盟国にいる容疑者や被告人がテレビ会議による刑事裁判への遠隔参加を可能にすることを目指している。犯罪被害者に関しては、被害者権利指令の改正に関する交渉の結果を踏まえ、遠隔参加をどのように扱うべきか評価する予定だ。

テレビ会議による遠隔審理を円滑に進めるためには、いくつかの実務上の課題に取り組む必要がある。例えば、加盟国は異なるビデオ会議プラットフォームを使用することが多い。これはそれ自体問題ではないが、異なるソフトウェアやハードウェアソリューションが常に相互運用可能とは限らないため、国境を越えた遠隔審理を実施する際には障害となり得る。これは、例えば民事事件における証拠採取[58] や刑事事件の審理中に、異なる加盟国の司法当局間でビデオ会議を組織する場合に重要である。

この相互運用性の問題に対しては、アドオン、プラグイン、サードパーティ製アプリケーションなどの解決策が既に存在するが、これらの解決策は接続を不安定にすることが多く、データ保護やプライバシーに関する懸念も生じさせる。現在、司法分野における越境手続向けの汎欧州的なテレビ会議ソリューションは存在しない。各加盟国は市販製品か独自開発ツールを使用している。国内審理には十分かもしれないが、越境審理では相互運用性の欠如により遠隔審理の実施が困難、あるいは不可能となる。したがって相互運用性の課題に対処する解決策の模索が必要だ。これが欧州委員会が相互運用性の障壁克服に向けた様々な選択肢を分析する理由である。[59]

さらに欧州委員会は、ビデオ会議に関する一連の任意の技術要件を策定し、加盟国を支援する。これらの要件は、例えばビデオ会議の実施方法や、既存のビデオ会議ソフトウェアのさらなる開発などをカバーする。司法分野での使用に適応されたこれらの要件は、司法手続きにおける安全かつ機密性の高いビデオ会議において、リア

---

[55]特に、刑事事件における欧州捜査令状に関する指令 2014/41/EU、EU 加盟国間の刑事事件における相互援助に関する条約（42000A0712(01)）第 10 条、犯罪被害者の権利に関する指令 2012/29/EU、及び理事会規則(EC) No 1206/2001（民事又は商事事件における証拠採取に関する加盟国裁判所間の協力に関するもの）が該当する。([56])

[56]2014 年 4 月 3 日付指令 2014/41/EU（刑事事件における欧州捜査令状に関するもの）、EU 刑事事件相互援助条約（42000A0712(01)）、及び指令 2012/29/EU（犯罪被害者の権利に関するもの）に基づき。

[57]欧州捜査令状（EIO）の実施に関する第 10 回相互評価の最終報告書、15834/1/24、ブリュッセル、2024 年 12 月 10 日。

[58]民事又は商事事件における証拠採取に関する加盟国裁判所間の協力（証拠採取）に関する規則（EU）2020/1783（改正）に基づき。

[59]IT 開発及び調達戦略の選択は、欧州委員会情報技術・サイバーセキュリティ委員会の事前承認の対象となる。

ルタイムで良好な音声・映像品質を確保するための確固たる基盤を提供する。加盟国は、例えば調達やさらなる開発手続きを実施する際にこれらの要件を利用でき、独自に要件をまとめるコストを節約できる。これらの任意の技術要件は相互運用性を促進することを目的としている。これらは相互運用可能な欧州ポータルを通じてアクセス可能となる。

アクション 8：欧州委員会は、2027 年末までに、EU 全域で共通の自発的なテレビ会議技術要件を推奨する。

アクション 9：欧州捜査令状指令の見直しにおいて、委員会は、必要な手続き上の保障措置を含め、別の加盟国からの被疑者または被告人の刑事裁判への遠隔参加をビデオ会議により可能とするよう努める。委員会はまた、犯罪被害者の遠隔参加を促進する規則および必要な保障措置を盛り込む対応する必要性を、被害者権利指令改正に関する交渉の結果を考慮して評価する。

アクション 10：欧州委員会は、2027 年末までに、司法手続における国境を越えたテレビ会議の相互運用性問題を克服するための様々な選択肢の実現可能性を検討し、その費用と便益を評価する。

6. 資金調達

国内司法制度のデジタル化は、より効率的な司法の実現を目指す投資である。この投資は段階的に回収され、最終的には資源の節約につながる。例えば、チェコ共和国における法廷でのテレビ会議導入は成功を収めている。2024 年には平均 12,300 件の審理がテレビ会議で行われた。法廷における機器及び関連ソフトウェアの導入費用は約 800 万ユーロで、EU の回復・レジリエンス基金による資金支援を受けた。[60] 現在、テレビ会議の導入により、チェコ司法当局は年間 220 万ユーロ以上の輸送費・警護費、証人補償費、証人旅費を節約している。この節約効果は今後も継続する。[61]

デジタル化への投資は生産性向上にも寄与する。最終的には、こうした投資が各国の司法制度の効率化を促進し、経済成長に好影響を与えることを目指している。DigitalJustice@2030 戦略の一部、例えば IT ツールの再利用促進は、各国の司法制度間の相互運用性を向上させつつ、国家予算の節約につながる。

こうした観点から、理事会は司法分野における AI の開発・活用に向けた適切な資金調達を推進するよう委員会に要請した。[62] また、理事会の「2024-2028 年 e-Justice 戦略」[63] は、加盟国が多年度財政枠組み（MFF）に含まれる各種金融手段を通じて資金調達を模索できるべきだと強調している。したがって、EU レベルでの資金調達へのアクセスは促進されるべきだ。

EU は既に、司法制度の効率化を図る加盟国の取り組みを、異なる目的を追求する複数の資金調達手段を通じて支援している：

- 司法プログラムは国境を越えたデジタル化プロジェクトの開発を支援するが、予算は限られている。現在は特に、加盟国がデジタル化規則を実施するのを支援することに重点を置いている。[64]
- 回復・レジリエンス基金は、加盟国が経済と社会をより持続可能でレジリエントなものとし、グリーン・デジタル移行の課題と機会に備えるための改革と投資を支援する。回復・レジリエンス計画に含まれる複数の措置は、加盟国の司法制度のデジタル化を推進することを目的としている。加盟国の約半数（[65]）

[60]回復・レジリエンス基金を設立する規則（EU）2021/241。

[61]チェコ共和国法務省電子司法局長、プシェミスル・セゼムスキー氏の寄稿。欧州連合理事会ポーランド議長国主催専門家会議公式議事録「司法分野における AI 開発と電子コミュニケーションの新たな課題」（2025 年 5 月 19-20 日、ワルシャワ開催）、15-16 頁。

[62]62 2024 年 12 月「司法分野における人工知能の利用に関する理事会結論」（16593/24）第 22 項。

[63]理事会電子司法戦略 2024-2028（C/2025/437）第 24 項。

[64]司法プログラムの 2023-2025 年作業計画、23 ページ、及び将来の 2026-2027 年司法プログラム作業計画。

[65]BE、BG、CY、CZ、EL、ES、HR、HU、IT、MT、NL、PT、RO、SI、SK。

が、回復・レジリエンス計画にこうした改革と投資を盛り込んだ。プロジェクトには、例えば、テレビ会議の導入、審理のデジタル音声記録の導入、事件管理の改善、民事・刑事手続のデジタル化などが含まれる。

- デジタル・ヨーロッパ計画は、特にデジタル化規則の文脈において、EU 域内の司法協力のデジタル化に関する欧州委員会の取り組みを支援する。また加盟国における ELI の普及を支援する。専門家の助言やワークショップの提供、加盟国が N-Lex における ELI に基づく検索に準拠するための支援に活用される。
- 技術支援手段は、加盟国に対し特注の技術的専門知識を提供することで支援する。判例法の公表、ECLI のさらなる普及、AI を用いた自動処理、テレビ会議など、国内司法制度のデジタル化に関連するプロジェクトを支援するために使用できる。ただし重要な制限として、実際の IT 開発作業やソフトウェア・ハードウェアの購入資金には充てられない。[66]技術支援手段に基づくプロジェクトは、EU としての明確な付加価値を提供し、他の加盟国でも成果を再利用できるようにすべきだ。

次期 MFF（多年度財政枠組み）では、[67] EU 予算をより簡素かつ柔軟にすることを目指している。これにより、変化する優先事項や新たな技術開発に応じて資金配分を調整できるようになる。欧州委員会は 2028 年から 2034 年までの期間に向け、野心的で政策に基づく予算を提案している。

EU のデジタル変革における不十分かつ不均等な進展に直面し、[68] この予算は二つの柱に基づき、国家および EU レベルでの司法システムのデジタル化を支援する。

i. デジタル化された司法システムは効率性とレジリエンスに優れるため、加盟国は国家・地域パートナーシップ計画（[69]）を活用し、国内司法システムのデジタル化に資金を充てられる。また、2030 年までに主要公共サービスを全てオンライン化する「デジタル・ディケイド」政策プログラムの目標達成にも資金を充てられる。[70]現行の資金調達手段と比較して、国家・地域パートナーシップ計画は国家及び地域の司法当局の行政負担を軽減する。[71] 国家司法システムのデジタル化に関する国家目標は、アクション 1 におけるデータ収集に基づいて設定できる。

ii. 新たな司法プログラムの提案は、効率的で包摂的かつレジリエンスな欧州司法圏の発展に貢献し、EU レベルでの司法のデジタル化を支援することを目的としている。[72] 一般的目標及び具体的目標におけるデジタル化への重点強化[73] は、司法制度のデジタル化に関連するあらゆる課題に対し、より戦略的かつ一貫したアプローチを確保することを目指す。予算の大幅な増額が提案されている。提案されたプロ

---

[66]欧州委員会及びポーランド議長国による結論で強調されている通り、欧州連合理事会ポーランド議長国主催の専門家会議公式記録『司法分野における AI 開発と電子コミュニケーションの新たな課題』（2025 年 5 月 19-20 日、ワルシャワ開催）39 頁に記載されている。（[67]）

[67]COM(2025) 570 final – 将来の優先事項に向けたダイナミックな EU 予算に関する委員会コミュニケーション – 2028-2034 年多年度枠組み、p. 2.

[68]COM(2025) 565 final – 2028-2034 年期間における経済的・社会的・地域的結束、農業・農村、漁業・海洋、繁栄・安全保障のための欧州基金設立に関する規則案、前文 7 項。

[69]COM(2025) 565 final – 2028-2034 年期間における経済的・社会的・地域的結束、農業・農村、漁業・海洋、繁栄・安全保障のための欧州基金を設立する規則案、前文 20 項、及び第 3 条 1 項(e)(ii)及び(iii)。

[70]COM(2025) 565 final – 2028 年から 2034 年までの期間における経済的・社会的・地域的結束、農業・農村、漁業・海洋、繁栄・安全保障のための欧州基金を設立する規則案、第 3 条 1 項(a)(iv)。

[71]COM(2025) 570 final – 将来の優先事項に向けたダイナミックな EU 予算に関する欧州委員会コミュニケーション – 2028-2034 年多年度枠組み、p. 24。

[72]COM(2025) 570 final – 将来の優先事項に向けたダイナミックな EU 予算に関する欧州委員会のコミュニケーション – 2028-2034 年多年度枠組み、p. 18。

[73]COM(2025)463 final – 2028 年から 2034 年までの司法プログラムを設立する規則案、説明文書、p. 10、前文 2 及び 18、第 3 条。

グラムは、司法協力手段に必要な既存 IT ツール・プラットフォームの保守及び新規構築を引き続き支援する。これには、加盟国がデジタル化規則に基づく実施法令を展開する支援も含まれる。[74]

行動 11：欧州委員会は、提案されている司法プログラムを通じて、次期 MFF（多年度財政枠組み）のもとで EU レベルおよび加盟国レベルでのプロジェクトと行動への資金提供を継続することを提案する。

行動 12：欧州委員会は、提案されている国家・地域パートナーシップ計画を通じて、次期 MFF 下での国家司法システムのデジタル化を支援することを目指す。

7. 民事・商事分野における越境手続のさらなるデジタル化

デジタル化規則が完全に実施された後も、裁判手続きの開始から終了までといった、国境を越えた司法手続きを完全にデジタル手段で行うことは依然として不可能である。デジタル化規則は、全ての越境司法手続における全手続き段階のコミュニケーションのデジタル化、あるいは全ての種類の裁判手続の開始を規定していない。例えば、裁判所の国際管轄権が確立された場合、手続当事者は特定の事案において当該裁判所と電子的に通信できる（[75]）。しかし、遠隔審理の請求や欧州電子アクセスポイントを通じた書面証拠の提出はできない（[76]）。また、請求額が 5,000 ユーロを超える場合、企業が他企業から争われている債務を裁判所でデジタル回収することも不可能である。欧州電子アクセスポイントはその目的で使用できず、既存の国内 IT システムは非居住者にアクセス権を与えない可能性があるためだ。

個人や企業が請求を提出したり、判決が下るまで司法手続きを監視・進行したりするためのデジタルツールを提供すれば、司法の効率化につながる。また、国境を越えた民事・商事法上の司法手続きにおいて、企業や個人の時間と費用を節約できる。

国境を越えた司法手続きの完全なデジタル化を実現する手段としては、欧州電子アクセスポイントを、国境を越えた影響を伴う全ての民事・商事案件に拡大適用することが考えられる。欧州電子アクセスポイントは 2028 年から運用開始され、個人や企業が越境民事手続を開始・参加できる単一アクセスポイントへと発展する可能性がある。デジタル化規則[77] の包括的評価に向けた欧州委員会の準備作業は、欧州電子アクセスポイントの機能や加盟国の司法制度デジタル化の進捗を評価し、潜在的な課題や弱点を識別する機会となる。

今後数年間、評価準備の一環として、欧州委員会は民事・商事分野における越境手続のさらなるデジタル化が及ぼす影響を分析する調査を実施する予定だ。この分析結果は評価に反映されるほか、加盟国、欧州議会、司法関係者と共同で行う民事・商事司法手続の将来像に関する検討にも活用される可能性がある。

欧州デジタル身分証明書枠組み（[78]）の下で創設されたデジタル身分証明書ウォレットは、司法手続きへのオンラインアクセスを容易にするものである。これは全ての EU 市民または居住者に電子身分証明書を提供し、安全な本人識別と、適格電子署名を用いた電子文書への署名を実現する。さらに、欧州デジタル身分証明書ウォレットは電子文書の交換にも使用されるべきである。欧州デジタル身分証明書枠組みを基盤として、これらの欧州ビジネスウォレットは経済的事業者及び公的機関向けにデジタル身分証明書を創出する。これにより、本人確認・認証、公式通知の受領・保管、検証済み認証情報の共有が可能となる。

アクション 13：欧州委員会は、2028 年末までに、デジタル化規則の範囲を超えて、民事・商事分野における越境手続きのさらなるデジタル化が及ぼす影響を分析する。

---

[74] COM(2025)463 final – 2028 年から 2034 年までの司法プログラムを設立する規則案、説明文書、前文第 10 項。

[75] 民事及び商事に関する裁判管轄及び判決の承認及び執行に関する規則（EU）第 1215/2012 号（改正）に従う。

[76] 例えば、承認手続、執行宣言、承認拒否、または規則（EU）第 1215/2012 号に基づく証明書の電子的請求において。

[77] 2033 年までに公表される予定である。

[78] 欧州デジタル身分証明枠組みの確立に関する規則（EU）2024/1183。

アクション 14：欧州委員会は欧州電子アクセスポイントを開発し、将来的に国境を越える影響を伴う全ての民事・商事法案件へ拡大できるようにする。

8. 結論

DigitalJustice@2030 の行動計画は、2030 年までに EU におけるデジタル司法を強化するための条件整備を目指すものである。次の多年度財政枠組み（MFF）が各国の司法制度デジタル化に必要な資金調達機会の方向性を定めることを目指しているため、2030 年以降の展望も重要である。中長期的には、行動と資金は加盟国を支援すべきである。加盟国が自国の司法制度をデジタル化するためのツールとインフラを提供し、より効率的な司法制度の恩恵、経済成長を促進する利点を含む恩恵を享受できるようにする。

これらの措置は、加盟国との継続的な対話と重要な協力のもとで実施される。必要に応じて、関連するフォーラムにおける他の利害関係者とも協力する。この協力が鍵となる。DigitalJustice@2030 はほぼ専ら非立法措置に焦点を当てており、加盟国と欧州委員会の持続的な協力があって初めて成功する。この戦略の成否は、加盟国の自発的かつ積極的かつ継続的な参加にかかっている。

大規模なデジタル化により、利用者の居住地はもはや問題とならない。全ての加盟国がデジタル司法システムを有し、デジタルツールを通じた司法へのアクセスが普遍化されるからだ。各加盟国は、全ての裁判所を連結する単一の窓口の設置を目指すべきである。これにより、誰もが場所や時間を問わず裁判所と連絡を取り、審理に参加し、司法手続きを開始・進行できるようになり、司法コストの削減が図られる。

DigitalJustice@2030 の結果として、加盟国はデジタルツールやインフラを開発・活用する他国の経験から学び、恩恵を受けられるようになる。各加盟国が司法制度で使用する IT ツールを個別に開発する代わりに、全ての司法制度に共通する業務を遂行する上で既に有用性が証明されたツールを選択できるようになる。

司法制度における AI ツールの活用を促進し、効率化を図るべきだ。これにより裁判所の事件滞留を解消し、各国の司法制度の逼迫した予算を緩和できる。

2030 年までに、全ての司法専門家が全ての法令及び判例にオンラインで容易にアクセスできる環境を整えるべきだ。また、法務技術企業も十分な司法データに容易にアクセスできるべきであり、これは司法制度向けに適応した AI ツールの開発・訓練に不可欠である。

DigitalJustice@2030 の達成状況は、主に年次 EU 司法スコアボードを通じて監視される。同スコアボードには、各国の司法制度のデジタル化に関する専用章が設けられている。